

○遊技機の増設、交替その他の変更の承認

(第 20 条第 10 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 6 月 23 日
 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日
 令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 4 月 4 日
 令和 7 年 6 月 28 日 令和 7 年 11 月 28 日

審査基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 1 項
処分の概要	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 3 条第 2 項(公安委員会が付した条件)、第 4 条第 4 項(承認の基準)、第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 2 項 風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 1 条第 11 号(変更承認申請書の添付書類) 風営適正化法施行規則第 1 条(変更承認申請書の提出)、第 8 条(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)、第 19 条(変更の承認の申請)
審査基準	
標準処理期間	別紙参照
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
備考	法令の定め of 解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和 7 年 11 月 28 日警察庁生活安全局)第 12 の 8 及び第 17 の 9 を参照すること。

別紙

[別紙参照]